

令和3年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業） の事業評価について（案）

「令和3年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」について、別紙のとおり事業評価を行いますので、ご意見をお願いします。

1. 事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（第3条第5項）及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、毎年度協議会自らによる補助対象事業の実施状況の確認、評価を行うこととされております。

2. 補助対象事業の実施内容

■令和3年度新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

※資料1-1、資料1-2（参考資料）参照

- ユニバーサルデザインタクシー車両の導入：計1台
 - ・ゆうゆう福祉タクシー 1台 令和3年11月導入
- スロープ付きタクシー車両への改造：計0台
 - ・福祉タクシーさくら 0台

3. 事業評価方法

資料1-1「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」における各項目の評価方法は以下のとおりとなります。

「事業実施の適切性」について

事業計画（参考資料1-2）に基づき、車両導入の有無や導入時期から事業が適切に実施されたかを、A, B, Cの3段階で評価します。

また、計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにします。

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

「目標・効果達成状況」について

事業計画（参考資料1-2）に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、補助対象事業者ごとにA, B, Cの3段階で評価します。

また、目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにします。

- A：計画に位置付けられた台数の車両を導入し、目標を達成した
- B：計画に位置付けられた車両を導入したが、目標台数を達成することができなかった
- C：計画に位置付けられた車両を導入することができなかった

4. 事業評価結果

令和3年度の「新潟市生活交通改善事業計画」に位置付けられたバリアフリー化設備等整備事業でのユニバーサルデザインタクシー車両の導入について、全ての補助対象事業者が、車両の導入を令和3年度に完了し、目標の導入台数を達成したため、資料1-1のとおり事業評価をAとしました。

また、スロープ付きタクシーへの改造については、事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されなかったため、資料1-1のとおり事業評価をCとしました。